

第 6 4 号 議 案

新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区一般事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 社会保障・税番号の部を削り、同表第 3 印鑑登録の部中 5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、同部を同表第 2 印鑑登録の部とし、同表第 4 税の部中 7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とし、同部を同表第 3 税の部とし、同表第 5 国民健康保険の部中 9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とし、同部を同表第 4 国民健康保険の部とし、同表第 5 の 2 後期高齢者医療の部中 10 の 2 の項を 10 の項とし、10 の 3 の項を 10 の 2 の項とし、同部を同表第 5 後期高齢者医療の部とし、同表第 6 介護保険の部 12 の 2 の項中「第 58 条第 2 項に規定する」を「第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援に要する平均的な費用の額（同条第 2 項に規定する平均的な費用の額をいう。）を勘案して」に改め、「の例」を削り、「以下の範囲内で」を「を勘案して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除するとともに、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 176 号）の施行に伴い介護予防ケアマネジメント計画手数料の算定方法を改める必要があるため